

○泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会処務規則

令和7年3月27日

泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、組合の公平委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務職員)

第2条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第12条第5項の規定に基づき、委員会に書記長及び書記を置く。

(職務)

第3条 書記長は、委員会委員長の命令を受け、委員会の権限に属する事務を掌理し、書記を指揮監督する。

2 書記は、上司の指揮を受け、担当事務に従事する。

(専決)

第4条 書記長の専決権の範囲は、組合事務局次長の専決権の範囲に準ずるものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与の手続)

第5条 行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項及び泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例(令和6年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)第13条第1項の規定に基づき委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続等については、管理者が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続等の例による。

(情報公開)

第6条 委員会が管理する情報に関する泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和7年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)の施行については、管理者が管理する情報の例による。

(個人情報の保護)

第7条 委員会が取り扱う個人情報に関する泉佐野市田尻町清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)の施行については、管理者が取り扱う個人情報の例による。

(準用)

第8条 次の各号に掲げる泉佐野市公平委員会規則は、委員会においてこれを準用する。

- (1) 泉佐野市公平委員会議事規則(昭和40年泉佐野市公平委員会規則第2号)
- (2) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和40年泉佐野市公平委員会規則第3号)
- (3) 泉佐野市公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則(昭和40年泉佐野市公平委員会規則第4号)
- (4) 不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和40年泉佐野市公平委員会規則第5号)
- (5) 職員からの苦情相談に関する規則(平成17年泉佐野市公平委員会規則第4号)
- (6) 再就職者による依頼等の届出に関する規則(平成28年泉佐野市公平委員会規則第3号)

(運用)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の権限に属する事務の処理及び文書の管理に関して

は、組合事務局の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会における泉佐野市公平委員会規則の準用についての規則の廃止)

2 泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会における泉佐野市公平委員会規則の準用についての規則(平成19年泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会規則第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に前項の廃止規則の規定によってした手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。